⑼　「標準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄においては、次により表示した。

①　用途地域等は次の略号で表示した。なお、市街化区域は特には表示していない。

第一種低層住居専用地域……　１低専
第二種低層住居専用地域……　２低専
第一種中高層住居専用地域……　１中専
第二種中高層住居専用地域……　２中専
第一種住居地域……　１住居
第二種住居地域……　２住居
準住居地域……　準住居
田園住居地域……　田園住
近隣商業地域……　近　商
商業地域……　商　業
準工業地域……　準　工
工業地域……　工　業
工業専用地域……　工　専
防火地域……　防　火
準防火地域……　準　防
市街化調整区域……　調　区
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域…　㊒
準都市計画区域……　準都計
都市計画区域外……　都計外
地域森林計画対象区域……　地森計
国立公園第二種特別地域……　国立公（２種）
国立公園第三種特別地域……　国立公（３種）
国立公園（普通）地域……　国立公（普通）
国定公園第二種特別地域……　国定公（２種）
国定公園第三種特別地域……　国定公（３種）
国定公園（普通）地域……　国定公（普通）

②　用途地域及び都市計画区域内で用途地域の指定のない区域（市街化調整区域内の現況林地を除く。）については、（　）内の左側に指定建蔽率、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。なお、指定容積率を上回る容積率を使用することを前提に価格を決定した標準地は、指定容積率の次に★を表示した。

⑽　表示は、標準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（令和７年１月１日）の状況により行った。

⑾　※印は、都道府県地価調査の基準地と同一地点となっている標準地である。

標準地の鑑定評価において採用した資料及び標準地についての土地の客観的価値に作用する諸要因は、この公示の日から３年間、国土交通省に備えて一般の閲覧に供する。